

番 号
年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 殿

名称及び代表者名
所 在 地

○○年度生活交通路線維持費補助金及び
路線維持合理化促進補助金交付申請書

愛知県バス運行対策費補助金交付要綱及び愛知県補助金等交付規則の規定により、○○年度生活交通路線維持費補助金及び路線維持合理化促進補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○生活交通路線維持費補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

○路線維持合理化促進補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロイ	km				経常収支率	%

4. キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブロック名	乗合バス事業者 キロ当たり経常 費用（実績） $\boxed{\text{ア}} \div \boxed{\text{イ}} = \boxed{\text{ウ}}$	地域キロ当たり 標準経常費用 $\boxed{\text{エ}}$	キロ当たり補助対象経常費用	キロ当たり 経常費用の差 $\boxed{\text{ウ}} - \boxed{\text{オ}} = \boxed{\text{カ}}$
			$\boxed{\text{ウ}}$ 又は $\boxed{\text{エ}}$ のいずれか少ない方の額 $\boxed{\text{オ}}$	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

5. 旅客運賃の上限変更認可状況

補 助 ブロック名	認可日	認可を受けた 補助対象期間	要綱第1条第1項 第12号（ロ）の 適用割合(a)	改定率 (b)
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	/ 3	%

6. 生活交通路線維持費補助金及び路線維持合理化促進補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額

補助 ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行系統名	運行系統			系統キロ程	地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	過疎バス路線維持費補助金の対象区域に係るキロ程 （「他路線との競合部分に係るキロ程」重複を除く）	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分、他路線との競合部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区域部分以外のキロ程の比率
				起点	主な 経由地	終点	キ	ク	$\frac{ク}{キ}=\frac{カ}{キ}$	コ	サ	シ	ス	$\frac{シ}{(シ+サ+カ)}=\frac{カ}{(シ+サ+カ)}$
							往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	%	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	%
							往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	%	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	%
							往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	%	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	%
合 計			系統				往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km		往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	往 . km (平均) 復 . km . km	

[illegible]

補助対象経常費用から補助対象経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	〔ツ〕又は〔テ〕のうちいずれか少ない方の額	〔ト〕のうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分、他路線との競合部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外に係るもの	〔ト〕のうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外に係るもの	平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	生活交通路線維持費補助金計算額
〔タ〕－〔チ〕＝〔ツ〕	〔タ〕×9/20＝〔チ〕	〔ト〕	〔ト〕×〔セ〕＝〔フ〕	〔ト〕×〔セ〕＝〔フ〕	〔セ〕×みなし運行回数＝〔フ〕	〔フ〕	〔フ〕×1/2＝〔フ〕
円	円	円	円	円	円	千円	千円
円	円	円	円	円	円	千円	千円
円	円	円	円	円	円	千円	千円
円	円	円	円	円	円	千円	千円

経常費用 (前年度)	乗合バス事業の補助対象期間の実車走行キロ (前年度)	乗合バス事業者キロ当たり経常費用 (前年度)
ア	ハ	ア÷ハ=ニ
千円	km	円 銭

	全補助路線 の経常収益	全補助路線の実車 走行キロ	乗合バス事業者キロ 当たり補助路線経常 収益
	㊦	㊧	㊦×㊧=
申請年度	千円	km	円 銭 ㊨
前年度	千円	km	円 銭 ㊩

[illegible]

【補助金申請額】

補助 ブ ロ ク 名	申請 番 号	特例 措 置	生活交通路線維持費 補助金計算額	路線維持合理化促進 補助金計算額	県補助金計算額	国庫補助金計画額	生活交通路線維持費 補助金及び路線維持 合理化促進補助金 交付申請額
			㊦	㊧	㊦+㊧=㊨	㊩	㊭
			千円	千円	千円	千円	千円
			千円	千円	千円	千円	千円
			千円	千円	千円	千円	千円
合 計			千円	千円	千円	千円	千円

(1)記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第2条で定める期間）における第1編第3章に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第2条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第2条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第388号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、知事に報告し、その承認を求めること。
- 「補助ブロック名」の欄は、「国庫補助金交付要綱」別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、県が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「要綱1条1項第12号(ロ)の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低いほうをカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、特例措置を受ける場合に「○」を記載すること。
- 「系統キロ」の欄、「地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程」の欄、「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄及び「過疎バス路線維持費補助金の対象区間に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる県外乗入部分は[コ]に記載すること。また、県外乗入部分がある場合は、該当系統について県名を付して同様に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程[キ]ー補助ブロック外乗入部分のキロ程[コ]ー同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程[サ]）に係るキロ程を記載すること。
- 「過疎バス路線維持費補助金の対象区間に係るキロ程」（「他路線との競合部分に係るキロ程」重複を除く）[ス]については「他路線との競合部分に係るキロ程」と重複する区間がある場合は、その重複区間を除くキロ程を記載すること。
- 「過疎バス路線維持費補助金の対象区間に係るキロ程[ス']」の欄、「補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外のキロ程の比率」の欄、「[ソ]のうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「○」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通利便増進事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分、他路線との競合部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外のキロ程の比率」の欄及び「補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点以下第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費[ヌ]」の欄は、[ニ]（平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は[ニ]の金額を記載し、記載がない場合は[ナ]の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「○」を記載した系統については、[ナ]の金額から左記の場合の[ニ]の金額又は[ナ]の金額を控除して得た金額に[ケ]の比率を乗じて得た金額を、左記の場合の[ニ]の金額又は[ナ]の金額に加算した金額を記載すること。
- [フ]の値は[チ]の合計欄、[ヘ]の値は[ソ]の合計欄に相当する値（単位未満切り捨て）を記載すること。
- 「[メ]及び[モ]については、改善があつたものを記載すること。」
- 「インセンティブの対象経費の合計」の欄は、[ム]及び[ヤ]の両方に記載がある場合のみ記載すること。
- [マ]欄までは必ず記載することとし、路線維持合理化促進補助金の対象とならない場合は[ミ]欄以降記載しなくても良い。その場合、「1. 交付を受けようとする補助金の額」の系統数及び補助金の額の欄には「―」を記載すること。
- （路線維持合理化促進補助金の対象となる場合）「[ユ]のうち補助ブロック外乗入部分、県外乗入部分及び過疎バス路線維持費補助金の対象区間部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「○」を記載した系統のみ記載すること。
- （路線維持合理化促進補助金の対象となる場合）[ル]欄は、次の①～④の当てはまる路線により金額を記載すること。
①[ラ]欄に記載があり、「特例措置」の欄に「○」を記載している路線：[ヨ']欄から[ラ]欄の金額を控除し[ケ]の比率を乗じて得た金額を[ラ]欄の金額に加算した金額と、[リ]欄の金額を比較して少ない方の額
②[ラ]欄に記載がなく、「特例措置」の欄に「○」を記載している路線：[ヨ']欄から[ヨ]欄の金額を控除し[ケ]の比率を乗じて得た金額を[ヨ]欄の金額に加算した金額と、[レ]欄の金額を比較して少ない方の額
③[ラ]欄に記載があり、「特例措置」の欄に「○」の記載がない路線：[ラ]欄の金額と[リ]欄の金額を比較して少ない方の額
④[ラ]欄に記載がなく、「特例措置」の欄に「○」の記載がない路線：[ヨ]欄の金額と[リ]欄の金額を比較して少ない方の額
- [ネ]、[ロ]、[ワ]、[ヲ]及び[ン]欄は、系統ごとと百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2)添付資料

- 補助対象期間（愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第2条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（第1編第3章に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類。
- 第1条の2様式の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）
- 利便増進計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに特例を受けようとする路線に係る計画の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、要綱第1条第1項第12号（ロ）の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

第 1 号の 2 様式（日本産業規格 A 列 4 番）

事 業 者 名		
運行系統担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（ 年度）

実施調査日 令和 年 月 日実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定				輸送量	(Gのみのみ)	市町村による回数券購入等の有無	備考
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回) (A)	輸送 人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送人キロ (人キロ)	運送収入 (円) (B)	実車走 行キロ (km) (C)	運送雑収 (円) (D)	営業外 収益 (円) (E)	計 (B)+(D)+(E)	運賃改定 前の平均 × 賃 率 適用 日数 運賃改定 後の平均 × 賃 率 適用 日数 総適用日数	平均 賃率 (円) (F)	平均乗車 密度 (B) (C) × (F) = (G)	(A) × (G) = (H)		(Gのみのみ) (H) ÷ 5		
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
																					有・無	
合計																					有・無	

- (1)記載要領
- 1. この書類は、補助対象期間について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
 - 2. 申請番号は、補助金交付申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所をもって記載し、キロ程は小数点以下第 1 位まで記載すること。
 - 4. 運行回数は、補助対象期間中における 1 日の平均を小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお、1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で運行回数 1 回とする。
 - 5. 1 人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 6. 輸送人キロは、輸送人員×1 人平均乗車キロにより算出すること。
 - 7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年 1 回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 8. 実車走行キロは、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 9. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 10. 平均乗車密度は、(B) ÷ (C) ÷ (F) と連算し、その値について、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
 - 11. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 12. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 13. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
 - 14. みなし運行回数は、平均乗車密度が 5 人未満の路線についてのみ算出して記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 ○○ ○○

○○年度生活交通路線維持費補助金及び路線維持合理化促進補助金の交付
決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった○○年度生活交通路線維持費補助金及び
路線維持合理化促進補助金については、愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第9条及び愛知県
補助金等交付規則第4条並びに同規則第14条の規定により次のとおり交付することを決定し、あ
わせてその額を確定したので通知する。

1. 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、○○年○○月○○日付け○○第○○
号で申請のあった運行系統のうち申請番号第○号～第○○号のものとし、その内容は、申請
書に記載されたとおりとする。

2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

○生活交通路線維持費補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 確 定 額
	千円

○路線維持合理化促進補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 確 定 額
	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

番 号
年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 殿

名称及び代表者名
所 在 地

○○年度生活交通路線維持費補助金（車両減価償却費等補助金）交付申請書

愛知県バス運行対策費補助金交付要綱及び愛知県補助金等交付規則の規定により、○○年度生活交通路線維持費補助金（車両減価償却費等補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請の概要

◆初年度（令和 年度）

補助 ブロック名	申請番号	生活交通路線 名称又は区間	生活交通路線 維持費補助金申請 番号	車両の種別			乗車定員 (人)	車両の長 さ(m)	購入等年月日	購入等の種別 (現金, 割賦, リース)	自動車 登録番号
									. .		
									. .		
									. .		
									. .		
									. .		

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

生活交通 路線補助 金申請番 号	実費購入費（円）＊消費税を除く				実費購入費合 計額から備忘 価格を控除し た額(円)	〔オ〕と限度額 のうち少ない 方の額(円)	普通償却 限度額 (円)	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	〔ケ〕と〔コ〕の うち少ない方 の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	県補助 計算額 (千円)	国庫補助 金計画額 (千円)	県補助 申請額① (千円)	＊ 残存価格 (円)
	車両価格 〔ア〕	附属品 価格 〔イ〕	改造費 〔ウ〕	合計 〔ア〕+〔イ〕+ 〔ウ〕=〔エ〕													
					〔エ〕－1円=〔オ〕	〔カ〕	《定率法》 〔カ〕×0.4=〔キ〕 《定額法》 〔カ〕×0.2=〔キ〕	〔ク〕	〔キ〕+〔ク〕=〔ケ〕	〔コ〕	〔サ〕	〔シ〕	〔サ〕×〔シ〕÷ 12(月)=〔ス〕	〔ス〕×1/2 =〔セ〕	〔ソ〕	〔タ〕=〔セ〕又 は〔ソ〕の少ない 方の額	〔カ〕－〔ス〕 =〔チ〕
													円				
													円				
													円				
													円				
													円				
計													千円				

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

生活交通 路線補助 金申請番 号	金融費用 補助対象額 (円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	〔ツ〕と2.5% のうち低い方 の率(%)	補助対象経費	県補助計算額 (千円)	国庫補助金 計画額 (千円)	県補助申請額 ②(千円)
	〔カ〕の額以内		〔ツ〕	〔テ〕	〔ト〕	〔ト〕×1/2 =〔ナ〕	〔ニ〕	〔ヌ〕=〔ナ〕又は〔ニ〕 の少ない方の額
					円			
					円			
					円			
					円			
					円			
計					千円			

◆ 2年目以降（令和 年度）

補助 ブロック名	申請番号	生活交通路線 名称又は区間	生活交通路線維持費補助金 申請番号		購入等年月日	自動車 登録番号
			当該年度	初年度		
					・	・
					・	・
					・	・

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

生活交通 路線補助 金申請番 号	補助対象 限度額 (円) 初年度[カ]の 額=[ネ]	残存価額 (円) 前年度[ヤ]（2年 目のみ[チ]）の額 =[ノ]	普通償却 限度額(円) 《定率法》 [ノ]×0.4=[ハ] 《定額法》 [ネ]×0.2=[ハ]	特別償却額 (円) [ヒ]	償却限度額 (円) [ハ]+[ヒ] =[フ]	事業者償却額 (円) [ヘ]	[フ]と[ヘ]の うち少ない方 の額(円) [ホ]	償却期間 (月) [マ]	補助対象経費 [ホ]×[マ]÷ 12(月)=[ミ] 《最終年度》[ホ] =[ミ]	県補助計算額 (千円) [ミ]×1/2 =[ム]	国庫補助金 計画額 (千円) [メ]	県補助申請額 ③(千円) [モ]=[ム]又は[メ] の少ない方の額	* 残存価格 (円) [ノ]－[ミ] =[ヤ]
									円				
									円				
									円				
計									千円				

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

生活交通 路線補助 金申請番 号	金融費用補助 対象額(円) [ネ]の額以内 =[ユ]	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 [ヨ]	[ヨ]と2.5% のうち低い方 の率(%) [ヲ]	補助対象経費 [リ]	県補助計算額 (千円) [リ]×1/2 =[ル]	国庫補助金 計画額 (千円) [レ]	県補助申請額 ④(千円) [ロ]=[ル]又は[レ] の少ない方の額
			(自)	(至)						
							円			
							円			
							円			
計							千円			

◆ 補助金申請額合計

	補助対象車両数	県補助申請額 《①～ ④》(千円) [タ]+[ヌ]+[モ]+[ロ]
初年度		
2年目以降		
合計		

- (1) 記載要領
1. 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。

2. 「生活交通路線維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統（生活交通路線）に係る維持費補助金の申請番号を記載すること。

3. 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。

4. 「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。

5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。

6. 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）

7. 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。

8. 「県補助計算額」、「国庫補助金計画額」及び「県補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

9. 実費購入費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については売買契約書等により確認することとする。

10. リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。

11. 「普通償却限度額」の[キ]欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。

12. 「普通償却限度額」の[ハ]欄は、「補助対象限度額」の[ネ]欄に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、「残存価格」の[ノ]欄に改定償却率を乗じた償却額とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、[ム]欄は計算式によらずに前年度と同額とする。※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

13. 「国庫補助金計画額」の欄は、認定された地域間幹線系統確保維持計画に記載された車両ごとの国庫補助額を記載すること。
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第2条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（第1編第2章に係る経常費用を除く。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類（(1)7,9,10関連）

3. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し

4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類

5. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し

6. 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況（車両数、平均車令）

7. 自動車登録事項等証明書の写し

8. バス車両の主要部分の写真

3. 申請の概要（車両減価償却費等再編特例）

（令和 年度）

補助 ブロック名	申請番号	生活交通路線 名称又は区間	生活交通路線維持 費補助金申請番号	車両の種別			乗車定員 （人）	車両の長 さ（m）	購入等年月日	自動車 登録番号
									・	・
									・	・

【車両購入費用】

生活交通 路線補助 金申請番 号	実費購入費（円）＊消費税を除く				実費購入費合 計額から備忘 価格を控除し た額（円）	当該車両補助 金限度額（円）	[オ]と[カ]の うち少ない方 の額（円）	補助対象経費 （円）	県補助計算額 （千円）	国庫補助金 計画額 （千円）	県補助申請額 （千円）
	車両価格 [ア]	附属品 価格 [イ]	改造費 [ウ]	合計 [ア]+[イ]+ [ウ]=[エ]							
					[エ]－1円=[オ]	[カ]	[キ]	[キ]=[ク]	[ク]×1/2=[ケ]	[コ]	[サ]=[ケ]又は [コ]の少ない方の 額
計											

◆補助金申請額合計

	補助対象車両数 [シ]	県補助申請額（千円） [サ]
合計		

- (1) 記載要領
1. 申請の概要は、補助申請車両ごとに申請番号をかえて記載すること。

2. 「生活交通路線補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統（生活交通路線）に係る維持費補助金の申請番号を記載すること。

3. 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型のスロープもしくはリフト付き車両、小型車両、プティバス型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。

4. 「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。

5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。

6. 「県補助計算額」、「国庫補助金計算額」及び「県補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

7. 実費購入予定費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。

8. 「国庫補助金計画額」の欄は、認定された地域間幹線系統確保維持計画に記載された車両ごとの国庫補助額を記載すること。
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第2条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（第1編第2章に係る経常費用を除く。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

2. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し

3. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類

4. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、認定書の写し

5. 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）

6. 自動車登録事項等証明書の写し

7. バス車両の主要部分の写真

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 ○○ ○○

○○年度生活交通路線維持費補助金（車両減価償却費等補助金）
の交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった○○年度生活交通路線維持費補助金（車両減価償却費等補助金）については、愛知県バス運行対策費補助金交付要綱第16条及び愛知県補助金等交付規則第4条並びに同規則第14条の規定により次のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知する。

1. 補助金の交付の対象となる事業は、○○年○○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった車両減価償却費等のうち申請番号第○号～第○○号のものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。